

民間資金等活用事業推進委員会
第2回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第2回計画部会
議事次第

日 時：平成28年4月6日（水）9:58～12:01
場 所：合同庁舎8号館8階特別大会議室

1. 開 会

2. 議 事

計画部会構成員等からの御意見聴取

3. 閉 会

○野村参事官補佐 おはようございます。定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第2回計画部会」を開催いたします。

事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室の参事官補佐をしております野村でございます。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、計画部会の構成員12名のうち、11名の委員、専門委員の皆様にご出席いただいております。定総数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日は民間資金等活用事業推進機構の半田専務取締役にも御参加いただいております。

それでは、以降の議事につきましては、宮本部会長に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○宮本部会長 おはようございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、改定アクションプランに盛り込むべき施策について、本部会の構成員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

本日は、PFI推進機構の半田専務取締役も含め、12名の方から御発表いただくこととなっております。そこで、前半と後半に分けて、それぞれ6名の方から御発表いただき、その間に時間がとれれば意見交換をする形で進めたいと考えております。

この上が緑の横長の事務局資料をごらんいただけますでしょうか。ここに前半と後半お名前が入っておりますので、この順番で進めていきたいと思っております。

何分にもたくさんの方でございますので、人数の関係上、お一方6分から7分というところでお願いしたいと思います。全体が2時間ということでございますので、何とぞ御協力よろしく願いしたいと思います。

学会では途中予鈴が鳴るのですが、予鈴は鳴らないと思います。ちょっと進行に御協力いただければ大変ありがたいと思います。

それでは、まず最初に、根本部会長代理から御発表をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○根本部会長代理 根本でございます。

ペーパーが配付されておまして、ごらんくださいということで、実は今から6年前になりますが、2010年4月の推進委員会本会で当時インフラの老朽化問題がぼつぼつ話題になり始めていた時期だったのですけれども、そこでインフラの更新投資の年額計算の試算値を出しました。当時、年間8.1兆円という数字を出して、名目GDPの公的資本形成が大体20兆円ぐらいですので、その4割に相当するという非常に大きな規模であるということがわかったということで、この後の政策の転換にそれなり効果があったかと思っているわけ

です。

6年たちまして、ベースのデータも変わっているので、今回、修正をしようということが1点。もう一つが、公的不動産についてはその段階で発表しておりませんで、非常に潜在的な大きなマーケットがありそうで、実はよくわかっていない領域なので、その計算もしてみようという2点でございます。

1点目の更新投資に関しましては、年間8.38兆円ということで、前回とほぼ同じ、若干上回るレベルになっています。

ですが、実はペーパーの中に書いてあるのですが、試算の前提として用いた数字がかなり変わってきておまして、種類別には大きく変化している。例えば道路が大きく減って、数道が大きくふえるというようなことがあるので、これは根拠の数字自体がややあやふやなところがあるので、それで政策を進めるのは危ないので、各省さんをお願いしたいのは、根拠数字をしっかりとごくごく単純な数字ですので、しっかり出していただきたいということが1点目でございます。

もう一つ、公的不動産に関しましては、同じベースで比べる、年額で比べるという趣旨で地代の収入に換算する方法を用いております。これですと年間2.68兆円ということで、前提として、土地建物の面積から容積率を計算しまして、どのくらいあいているだろうかということ想定容積率からの差を計算しまして、そのあいているところを民間が持っていたら、固定資産税を払うので、固定資産税を払うぐらいの地代ポテンシャルはあるだろうということで計算しておるというやり方でございます、年額2.68兆円なのですが、これも非常に幅がありまして、地代のレベルだとか、容積をちょっと見直せば、1桁すぐ変わってくるということでもあります。

下に図表1がありますが、インフラの更新投資、内訳を全部分けてありまして、箱物とインフラがほぼ半々ぐらい。箱物の中では学校が非常に大きいということですが、その他というものが行政施設、公営住宅を除くその他なのですが、これが結構大きいということが今回わかりました。

インフラに関して言うと、前回一番多かったのが道路だったのですが、今回は水道のほうが大きいという結果になっていて、ここは先ほど申し上げたような数字の問題が非常に大きいと思います。

次のページに行ってください、前提のところをごらんいただきますと、どういう計算をしているかということ、GDPとかを使ったマクロ的な推計では一切なくて、個別の積み上げで計算しているということで、例えば公共施設に関しては延床面積×更新投資単価÷耐用年数で計算しています。これは総務省で自治体別に計算しなさいということをおっしゃって、それで使われている物理量ベースの計算方法ということでございまして、同じことは道路は舗装道路の面積、橋梁も面積、上下水道管は延長距離で計算するというやり方です。

公的不動産に関しては、先ほど申し上げましたように、容積率のすき間に固定資産税単

価を掛けるということで、ここにミスプリがありまして、全国平均の固定資産税単価と書いてありますが、これで計算すると12兆円ぐらいになってしまって非常に大きいということで、ちょっと下げるといふ趣旨で町村部の平均の係数を掛けているということで、ここはやや論理的におかしなところが入っていますが、それによっても2兆円を超えるということですので、かなり保守的な仮定を置いても数兆円のオーダーということでもあります。

詳細は下に書いてあるとおりでありまして、何が危そうかということも書いてあるので、各省におかれては、不足しているところをぜひ埋めていただくというか、情報を御提供いただきたいということでもあります。

次の次のページ、政策的なインプリケーション。これは結論になりますけれども、今申し上げたとおり、データの整備は大事なことでありまして、これがないと政策は打てないだろう。地方公共団体に関しては、今、相当熱心にデータが出ていまして、ここに書いてあるデータは全て自治体レベルではわかっているのです。これが国全体になるとわからないというのはおかしな話でありますので、まずこれを出していただきたいということでもあります。

2番目、更新投資に関してはインフラの長寿命化計画ほか、さまざまやっているということで、これを粛々とやるということなのですが、計画倒れにならないように実行していただく必要があるでしょうということ。

3番目が、公共施設の更新投資対策として、当然これだけの規模のものを直営で全部やり切ることはできるはずがないわけなので、必然的にPPP/PFIの導入が必要でしょうということと、もう民営化してしまうとか、あるいは民間の施設を利用した場合にバウチャー方式で補助を出すことも当然広い意味でのPPPの活用に入ってくるのだらうと思います。

そうなりますと、今、行政が資産を持つことを前提した法制度であります。例えば庁舎とか学校とか住宅がそうなのですけれども、もちろん例外的に民間が持ってもいいよとは言っているのですが、逆に民間が原則持つのだと。それを役所が借りるというような形にして、賃料を顕在化させることによって負担を減らしていく方法があるのではないかと思います。

4番目、土木インフラについてはコンセッションがあるわけですがけれども、道路分野では保全の包括委託が進んでいますよということもありますし、あとは国づくり自体を変えていかないといけないということで、ネットワーク型ですと人口減少型コストがかかりますので、デリバリーとかITとか、こういうことをやっていかないといけませんということです。

最後、公的不動産ですが、今回やってみて普通財産だけではなくて、行政財産の低未利用分が非常に多いということで、ともすれば普通財産のほうに目が行ってしまうのですが、行政財産の低未利用分、特に庁舎、公営住宅、その他公共施設という図書館とか博物館とか公民館とかですけれども、そこが非常に多いので、これは使われていますで終わらせると非常にもったいないので、ここの高度な利用が数兆円のマーケットになってくるだろう

と思います。

以上でございます。

○宮本部長 大変ありがとうございました。

それでは、続いてまいりたいと思います。赤羽さん、よろしくお願ひします。

○赤羽専門委員 赤羽でございます。

1枚ものの紙が出ていると思いますけれども、ブレットポイントというのですが、今回は事務局からの御案内で各省庁へのやりとりはなし、あっても個別の論点というよりは政策提言ということなので、それに限ってお話をしたいと思います。

まず、1番目は、PPP/PFIの政府全体の取り組みということですが、①は前回御案内いただいたアクションプラン等の見直しで、重点分野の追加の特定と3年間の期間設定ということで、これはこれでしっかりやっていただきたい。これはむしろ金額目標はありますけれども、事業ごとの重点に割と重きと期間を置いたような感じの設定ですということなのですが、2番目で昨年12月15日、推進会議決定で前回、前々回ぐらいで御案内がありましたとおり、地方自治体の20万人以上の人口の方に対して10億円とか、一定のスレシホールドでPFI/PPPの取り組みについての規定を考えてくださいということで、各市皆さん取り組まれていると理解はしております。

他方、政府のほうも各省に対して内閣府のほうからありまして、各省でもPFI/PPPの取り組みというフローチャートとか、そういうものが出ているということなのです。こちらも地方自治体にやれと言っておいて、政府のほうで各府省庁のほうでどれぐらいまず自分のところから始まるかということなので、もちろん規定をつくることも大切なのですが、どれぐらいPFI/PPPを公共工事に適用するかは重要ですので、ユニバーサルテストまで行っているのかわかりませんが、一定の金額以上とか一定の範囲についてはできるだけ速やかに中間的な結果発表も含めて取り組みを発表していただきたいということがあります。

4月から始まった今年度も、上半期ぐらいでどれぐらいできるのか。期間的に無理があるのかもしれないけれども、取り組みを発表していただきたいということでもあります。

それと同時に、従来の方法とは違うことですので、事業主体官庁、管理者の方へのインセンティブというものも少しは考えないといけない。これはいろいろなインセンティブとディスインセンティブもあるので、例えばPPP/PFIによって当初よりもVFM、金額的なもの仮に出たとしたら、次年度で執行したとしたら、それが次にはそれがベースになるわけです。すなわち、金額が減るわけですが、それについてもとの金額との例えば半分半分については、予算の省庁として使えるようにしてあげるとか、そういったような事業主体官庁へのインセンティブも少しは考えてあげないと、なかなか進まないのではないかとあります。これは各省庁と財務省さんのお話だと思いますけれども、そういったことがありますので、そういうものを入れつつ、霞が関もこれだけ頑張っているのだということをお早急にお知らせしていただきたい。

③は、今回、このようにアクションプラン、今回3年目ですけれども、論点整理をやっているのですけれども、どうも1年に1度だけ、6月に向けてその直前にぐっとやる。お忙しいからだと思うのですが、そうであると、一応法律事項を改正するための国会の提出というはある程度用意が必要なので、もう少しスピード感を持って論点整理なり、もう少し1年に1度だけではなくて、フリークエンシーを上げていただきたいと思っています。この点はどこでモニターするかというところ、3番のところとも関係してくると思います。

④は、せっかく前例で国家戦略特区なりいろいろな特区制度でやりました。かつては刑務所について特区制度を使って医療行為などの法律の特例を使っていますし、今は愛知の道路公社を国家戦略特区でやっているということなのですが、そこで研究した論点、事例を進めて、さらに一般化する。もちろんパイロットプロジェクトですから、意欲的な取り組みであるとともに、さらに制度的な枠組みの変更が必要だということもあると思います。それを研究して、特区でやったことをさらに一般化していくというところの学びよりは必要でしょうと思っています。

2番目の地方自治体への取り組み奨励ですけれども、①については前回も申し上げましたけれども、PPP/PFIを行った地方自治体はどういういいことがあるのかということを確認にする。地方財政上等と書いてありますけれども、交付税なら交付税、諸税というのは法人税、他の地方税ですけれども、例えば大阪などがコーポレート化して、会社化してやった場合に税金の問題で法人税で流出してしまうとか、そういったことがあるので、そのところをどう考えていくか。こういういいところがありますよというところであります。これは1の②の中央省庁に対するインセンティブと同じです。

さらに、今、地方財政健全化法上は特にPFIをやったからといって特例で何もいいことはなくて、そのあたりも手当とする。ただし、地方財政健全化法は一定限度、イエローからレッドに行かないと拘束がかからないので、PFIをやったからといってすぐにベネフィットが出るというわけではないのですけれども、将来債務負担のカウントなどはその特例を認めてあげていいのではないかとということです。

②のところは、論点吸い上げ機能ということなのですけれども、例で上下水道を挙げましたが、これは地方自治体が事業所管であるものについては、前回、各省庁さんにもお願いしたのですけれども、何が法律事項でそれ以外の制度拡充かというところを地方自治体は悩んでいるわけですが、それを持っていても各省庁さん、事業の縦割りのところと下水道法ではどのように徴収するかは民間に委託できるかなどは地方自治法の問題も出てきますので、そういうところではプロジェクトごとの論点整理をきちんとしたほうがいい。それはどこでやるかという問題は実はあるのですけれども、そのように法律の縦割りでなくて、プロジェクトごとに整理していこうということでございます。

最後は、3番、アクションプランの継続的点検強化ですが、1番の③ともかかわってきますけれども、常設的機関、これは推進委員会、部会でもいいのかもしれませんが、公的

な団体でもいいのかもしれませんが、もう少しフリークエンシーを上げて細かなモニタリングをやる。特に地方自治体と民間による意見吸い上げというのをやっていかないと、1年に1回集中的にやるのはいいのですけれども、それまでにいろいろなことで悩んでいらっしゃるって、こういうことはできるのかとか、論点は何かということが出ているのですけれども、そういうことを各経済団体でもやられていますけれども、何らか受け皿をもう少ししっかりする。それがさらにほとんど使われていないPFI法6条の民間による実施方針提案奨励というところにもつながっていくと思いますので、そういったところを常設的機関の継続的モニタリングをしっかりしていこうということを提言とさせていただきます。

以上です。

○宮本部会長 ありがとうございます。

それでは、浅野さん、よろしくをお願いします。

○浅野専門委員 おはようございます。

私のほうで用意しましたのは、レジュメというかタイトルぐらいでして、タイトルを初めにつくってしまったので、うまく説明できるかというところはございますけれども、体系だった説明がなかなか難しい。ふだん個別の事業での意見ということであればいろいろあるのですけれども、その辺、御理解の深まらない部分があるかもしれませんが、聞いていただきたいと思います。

まず初めに、基本的な要望事項ということで、対象事業発掘のためのさらなる情報公開の推進。過度な需要変動リスクの軽減。民間事業者の税制面での負担軽減。株式等の譲渡制限の緩和。これはセカンダリーなマーケットにつなげて資金を還流させていくということですが、この4点については一昨年、経団連のほうからも要望書という形で出している中の大きな骨格になっているものですから、確認ということで出させていただいて、細かくは補足いたしません。

1点、情報の公開の推進ということで、根本先生の説明にもありました数字の裏づけなのですけれども、例えばある対象事業の財務状況ですとか事業収支、あるいは施設の利用実態というものを民間が評価、事業に乗る乗らないを判断するに足るだけの条件が整備され、公開されているかという、これは自治体においては各レベルで出してくる。あるいはデータの捉え方も違うので、部局で一本化してわかりやすい形になるということが非常に難しいという状況はわかっているのですけれども、その辺、データの公開です。民間が事業収支なり事業検討に頼るだけのデータの公開というものを進めていただきたいというところがございます。

次に、下のほうで民間事業者の参加意欲を高めるためにと書いてございまして、まず初めに、地方公共団体の横差し機能の強化（官民連携）ということでございます。ここには書いておりませんが、総務省さんのほうで推進されている公共施設等管理総合計画の策定、資産台帳の公開というものが、私は一丁目一番地ではないかと考えてございまして、将来に向けて公共施設及びインフラ施設の維持更新に関する財政負担という大きな課題、

これが一番ですけれども、どこまでリアルに把握できているか。あるいはさせるかという問題があるかと思います。

これができれば、インフラの複合的な再整備、更新事業ですとか、公有地の有効利用、公共施設の包括的なマネジメントとか、そういった領域で民間のノウハウをかなり生かせる案件が出てくるだろうと思います。そういった視点での国の横断的な指導が不可欠だと思いますので、この点を強調しておきたいと思います。

自治体内部で、特にある程度PFIですとか、経験のないところであればなおさらですけれども、いろいろ人材の不足という課題がございますし、自治体の内部もよくよくいろいろ聞いてみれば、ある意味本省と言うか、ずっと系列化して中がぶつ切りになっているということで、自治体の中で横差しを本当につくっていくのにはどうしたらいいのだというときに、ここで民間の知恵を入れるということですが、そこで期待されているのが恐らく地域プラットフォームだろうと私は理解しておりますので、その地域のプラットフォームが自治体のレベル、大ききいろいろあるでしょうけれども、そういうところのいろいろな諸問題あるいは可能性のありそうなストックに目をつけたような意見が出てきたら、非常にタイムリーに有機的に産官学で応援し、案件形成まで仕上げるといった仕組みをぜひプラットフォームのほうで強化していただきたいと思います。

3番目に、類型Ⅲ型の公的不動産の有効活動など民間の提案を生かしたPPP。これは公有地の定借利用を含めたPREという分野でいきますと、民間から見ますと、短期的に先日いわゆる強化月間というか、3年間数字を上げるなどございましたが、これは一番効果的で早い。この分野は従来PFIという言葉では語られていなかったけれども、コンペですとか、いろいろな形で既にやられております。ここの分野は基本的には規制緩和があれば幾らでも民間のアイデアと資金を導入できるというジャンルでございまして、この部分に力を入れていただければ、広義のPFIといえますか、そういう数値が上がってくるということをあえて申し上げたいと思います。

例えば一例を挙げますと、通常、民間のインセンティブ、容積率を付与します。緩和しますということなのですが、それは従来の方式でありまして、規制緩和の内容は例えば都市公園から地域に至っては児童公園、この公園の利用の規制を緩和することだけで相当な社会資本の整備がいろいろできそうだとということで、今、都市公園ですと、皆さん御存じのように建ぺい率6%ですとか、緑地率、いろいろな縛りがあって難しい。これは民間がやれば自然を壊してしまうとか、緑が少なくなるからという懸念はあるかと思いますが、それは民間のアイデアの出し方でいろいろ人工地盤を使う等の技術的な課題解決もありますし、もっと利用効率が上がるような、みんなに使われるような複合施設をそこに持ってくるとか、そういうものができるとおもしろいと考えております。

最後に、民間からのビジネスプランの提案機会創出、これは秘匿性というものが問われてしまうのですけれども、このインセンティブ。考え方は今、PFIは従来のサービス購入型にしましても、結局マーケットスタンディングがあつてずっときて、最後に競争ですとい

うことで、最後の事業判断はどこまでリスクをかぶるかというか、場合によっては苦しくてもとりにいく。多少無理してでもとってしまうよということなのですからけれども、むしろ最後の競争というものを一番前に持ってきたらどうですかという逆転の発想でして、いろいろなビジネスプランを提案して、秘匿性が保たれた中で、誰が評価するかという問題はあるのですけれども、コンサルの方がお入りになったりいろいろあるでしょう。手法はあると思いますけれども、そこであるビジネスプランをやろうということになれば、インセンティブを付与します。それは例えば特典というか、ボーナスをあげるというともあれば、初めての試みであればオープnbック方式で費用ですとか全て公開して、1回やってみようとか、新しい試みを入れることで何か始めないと次に進まないかなという感じがいたします。

ちょっと雑駁でしたが以上です。

○宮本部会長 大変ありがとうございました。

それでは、次に石田さん、よろしくお願いします。

○石田（直）専門委員 専門委員の石田直美でございます。私のほうから4点挙げさせていただきます。

まず1つ目が、民間提案制度の活用促進ということで、先ほども専門委員の方からもありましたが、PFI法第6条に基づく民間からの実施方針の提案、それによるPFIの事業化というのは、私の理解では全く今のところそれが行われたというか、事業化に至った事例がないと理解しております。なぜ活用されていないのかということについて、現状のレビュー、課題整理、それを踏まえた例えばPFI事業民間提案推進マニュアル等の改定といったことをしていく必要があるのではないかと考えております。

こちらについては、私もある企業さんが自治体さんに実施方針を策定して提案するところを御支援させていただきました。そのときに、実際に起こったことを踏まえて、今、この時点で2つほど具体的な御提案できることとしては、まず、民間から提案された内容を自治体さんがそれだけでは理解ができないといいますか、評価ができないということで、きちんと第三者を入れて評価をしたいとなるのです。そうすると、予算がないということで、実は私が御支援した案件ではそこから9カ月棚上げされてしまいました。そういうことが起きてしまうので、ここをどうするかということが非常にわかりやすい問題としてございました。

もう一つ、最終的な精査にその団体さんは6カ月かけていただいて、その後、却下という形になったのですけれども、応答義務というものを果たしてはいただいたのですけれども、応答結果の公表を義務づけるとか、もう少しそういった説明性を担保できるような仕組みにもう一段上げたほうがいいのかと思うところもございまして、検討していければと思っております。

続いて2点目、こちらも根本先生から御指摘があったところと共通しているのですけれども、今、類型Ⅱについては基本的にはPFIプラス附帯事業という言い方かと思っ

ですが、これをもっと民間施設という形で位置づけて、それを公共も利用していくという考え方で公共サービスの提供をするためのインフラの投資、活用というものを推進していくべきではないかと思えます。

特に、こういったことは、都心部ではそんなに必要がないかもしれないのですが、地方部、地方都市ですとか、さらに県の第3、第4以下ぐらいの自治体さんにおいては、単独で施設を整備していくことはもうできないところが非常に多くなっておりまして、民設で施設をつくって、それを広域で利用していく。その施設は民間としての機能もあれば、公共として必要な機能も果たされていく。そして、公共として必要な機能については床面積でもいいですし、使っている時間、タイムシェアリングのような形でもいいと思えますし、純粋な利用量といったものに応じて自治体さんが負担していく。こういったようなスキームをもっとプロモーションしていけないのかということを考えております。

ただ、こうしたことをやろうとしたときに、4つほど書いているのですけれども、まず、3番目のところで複数自治体によるPPP/PFIと書いているのですが、仮にこれはあなたの自治体だけの施設ではなくて、複数の自治体で使っていただくものとして提案しますとなったときに、そもそもどの自治体に提案したらよいかとか、そこから発注していただくときにどんな広域的な枠組みにできればいいのかとか、こういったところが非常に曖昧といいますか、整理されていないところだと思いますので、何らかの整理ができるといいのかなと。

そもそもPFI法は公共施設として位置づけて、それを民間に委託するという形になっていきますので、その考え方自体を変えていく必要があるような話ではあるのですけれども、仮にこういったことをやろうとしたときに、広域的な枠組みをどうつくるかがを3番目に書かせていただいたことです。

当然そういったことですので、PFI事業的に考えれば、要求水準とかモニタリングとかどうやっていくのかということところは自治体さんが悩まれると思いますので、回答を示していく必要があるだろうと思えます。

民設で施設を整備するとなった場合に、補助金ですとか、交付税措置、こういったところのイコールフットィングについては明確にしていく。そうしないと、自治体さんも結局本当に得するのか。損してしまうのではないかということにならないか懸念しております。

こういったことを解決していくためにも、モデル事業と書いておりますけれども、特にこういった方法が適しているものとして、恐らくスポーツ施設、文化施設、また前回いろいろ御質問もさせていただきましたが、ごみ処理の分野では既に広域的にやっているところも多いので、可能性としては高いのではないかと思っております、こういったところでモデル事業とかが立ち上げられるといいかと思っております。

3番目が上下水道におけるコンセッションということで、これもなかなか思うように進んでいないところかと思うのですが、なかなか自治体にとって今、コンセッションというものはこういうものですよとされているもののメリットがわかりにくい。もしくはちょっ

と関心を持って具体的に検討を進めていくと、メリットが本当にあるのだろうかということになりがちなのです。コンセッションを阻害する要因や自治体が魅力を感じにくい原因というところについて整理を行って、ひょっとすると上下水道分野のコンセッションのあり方は空港とかのようなものと少し違うのかなど。要するに、需要がふえるというものではないので、非常に長期安定で薄い利益だけれども、長期的にやっていけるというところのコンセッションのあり方を示していく必要があるのかということを考えております。

また、短期と中長期と書いてあるのですが、公営企業さんの経営のあり方を抜本的に変えていなくてはいけないかと思っております。公営企業は独立採算で必ず得られた収入の中でやっていくということがありながら、お金が足りなくなったらいつでも値上げができる。また、更新が必要になったらいつでも起債ができるというのが実態かと思っております。これではなかなか経営を改善していこうというインセンティブ、規律が働きませんので、公営企業における起債のあり方を中長期的にはぜひ検討して、その中でコンセッションというものが適切に推進されるような環境づくりをしていく必要があると思っております。

最後が、官民協働出資によるPPP/PFIということで、一部の分野では官の出資した事業会社でやったほうが良いようなものも結構あると思うのですけれども、なかなか自治体さんでは総務省さんが三セクというのは余り適切ではないということで、さまざまな御指導が入っていることもあって、なかなか抵抗感とかもあるのかと思っていまして、こういったところも再整理、新しい時代に合わせた三セクの活用というものを考えていってもよろしいのかと思っております。

以上でございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

それでは、岩本さん、よろしく申し上げます。

○岩本専門委員 岩本でございます。

私どもからはPFIの推進における金融機関の役割というところでコメントをさせていただきたいと思っております。

まず、1ページ目でございますけれども、PFIの現状と今後の方向性というところで、皆さん御案内のところでございますが、PFIというのは着実に件数がふえておりますけれども、公共施設の整備費を税財源から延べ払いするというサービス購入型がほとんどであると理解しております。今後、さらなる財政支出の抑制あるいは良質な公共サービスの提供、民間事業者の事業機会創出における経済成長というところを図っていく上では、公共施設運営事業を含む独立採算型のPFIをより一層拡大させていくことが必要だと考えております。

こういった流れの中で金融機関の立場ということを申し上げますと、金融機関におけますPFIの取り組み意欲は非常に高いと我々は見えております。独立採算型PFIのメリットという形でそれぞれのプレーヤー、国、地方公共団体、利用者、民間事業会社というようなこれまで議論されているようなメリットがございますが、金融機関の立場から申し上げます

と、新しいファイナンス・マーケットの創出と運用の多様化の機会というところで非常に高いインタレストを持っているということが言えます。

あと、債権保全の安定化。特に公共施設等の運営事業におきましては、従来型のシンプルなコーポレートファイナンスだけではなくて、いろいろなストラクチャーを組み込むことによりましたプロジェクトファイナンスのアプローチをすることによって、金融機関のファイナンスのタイプも多様化することができまして、運用の多様化の一環として非常に期待が大きいと理解しております。

次に、2 ページ目でございます。案件の形成を図る上で有効な施策という観点からコメントさせていただきます。

まず、1 番目、モデルケースの早期実現とノウハウの水平展開が大切かと思っております。公共事業はその種類、事案によりまして法令ですとか慣行等々それぞれでございまして、PFIの推進に向けた課題も案件ごとに異なってまいります。したがって、まず、主要な事業分野につきまして、モデルケースを実施していただき、その過程で判明した課題と解決方法、案件形成のノウハウを水平展開していくことが大切と考えております。

2 番目でございますが、委員の先生の皆様方からも同じようなコメントが出ておりますが、インセンティブの強化が必要かと思えます。地方公共団体につきましては、地方債による低利の資金調達が可能でございまして、導入までの手間を勘案しますと、PFIを実施するインセンティブが非常に乏しいのかと考えます。例えば公共施設等の運営事業におきましては、地方公共団体が運営権対価によって地方債を繰り上げ償還する際に発生しますような補償金を一部免除、あるいは全部免除するといったアプローチもあるのか考えます。

また、空港における公共施設等運営事業を通じた周辺地域のバリューアップ、あるいはPFIを活用するメリットの提示、インセンティブの拡充を図ることが有効だと考えております。あるいはインセンティブをしっかりと確立していくことの反対ではございませんけれども、ディスインセンティブというようなアプローチもあわせて検討すべきではないかと考えております。

3 番目、柔軟な事業運営。民間事業者によりまして株式の譲渡の許容や事業スキーム、運営方法等の多様性を認めまして、競争的対話方式の積極的な活用による柔軟な事業運営を進めていくことが重要だと考えます。

4 番目としましては、長期の収支計画。入札の不調を防ぐなどの観点から民間事業者だけではなく、地方公共団体におきましても、長期の収支採算計画を作成できるような発注者サイド全体でのプロフェッショナルの確保あるいはリソースの確保あるいはアウトソースといったアプローチが必要になってくると思います。

5 番目、金融環境の整備という意味では、新たな投資機会の提供によりましてインフラファンド等のエクイティ投資家、あるいは海外のマネーの呼び込みというもの可能だと考えております。証券化によりまして機関投資家等に対する国債、地方債以外の新たな長期運用手段の提供、さらに個人投資家による保有も可能とする小口化等々のアプローチも資金調

達の観点では有効と考えております。

3 ページ目、PFIにおけます金融機関の役割というところについてコメントさせていただきますが、PFIを推進するために金融機関としましては、海外でいろいろな案件に取り組んできているという実績もあり、知見もございますので、ファイナンスの提供のみにとどまらず、幅広いサービスを提供していくことで貢献できるのではないかと考えます。

フェーズで左のほうに示しておりますとおり、実施方針の策定公表、PFI事業としての評価、民間事業者の募集、評価、落札者決定、PFI事業の実施、事業の終了という流れになってまいりますけれども、金融機関としましては、こういうそれぞれのフェーズにおきまして、発注者サイドあるいは事業者サイド、両方の視点で事業分析あるいはアプローチ分析等々をやることができますので、そのような関与の仕方も十分に可能と考えております。

4 ページ目に移っていただきますと、ファイナンスを検討する際に金融機関として主にどういった視点で見ているかというところをシェアさせていただきます。

1 番目、主体的・継続的に関与する信用力の実績豊富な民間事業者が必要。実施方針、要求水準書で示されている事業内容を満たすべく、事業に主体的に関与し、継続的に必要なサポートができる民間事業者の存在がファイナンス検討のときには非常に重要なポイントでございます。

2 番目、業務・リスク分担の明確化。競争的対話等を通じまして、契約書に示される業務及びリスクを官民で明確かつ適切に分担しているのかという議論をしっかりと丁寧に行っていく必要があると考えております。ここはコンセッションの第1号案件でございました関空のプロジェクトにつきましても、このリスク分析、リスクのシェアリング等々に非常に丁寧な議論をしたと記憶しております。

3 番目、収入・費用変動リスクへの対処。収支のダウンサイドリスク検討とあわせまして、実績が計画を超えて下振れした際の事前の取り決め、どういうサポートを期待できるのかというところの事前の取り決めがあると、事業形成に資すると思えます。リスクの程度によりまして、スポンサーを含めた民間事業者によります一定の財務的支援等々が必要になってくるケースもございますので、こういう手当てがありますと、金融機関としての検討が進むということでございます。

4 番目、プレーヤーの裾野拡大。公共施設等運営事業を含む独立採算型のPFI事業における主たるリスクでございます収入変動リスクあるいは事業運営リスクということが負担できるような核となるプレーヤーの参画が必要になってまいります。

5 番目、資金調達の多様化。従来のサービス購入型における資金調達とは異なりまして、大規模な資金調達や資本金の拡充など、事業規模・事業リスク構造に応じまして、多様な資金調達が必要となってまいります。さまざまな投資家、金融機関からの資金を呼び込むための債権・株式流動化の枠組み整備等が期待できるかというところに期待するところでございます。

以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

それでは、前半最後の発表でございますが、石丸さん、お願いいたします。

○石丸オブザーバー 石丸でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうの説明資料は2枚になっております。1枚目が非常に狭い分野からということで申しわけないのですけれども、損害保険事業者の立場から見たリスクヘッジに関する考察でございます。もう一枚のところは、前回初めて計画部会に出させていただいたのですけれども、それに対して非常に素人的で申しわけないのですが、私の感じた所感という声をまとめさせていただいております。それでは、1枚目のところの説明をさせていただきます。

まず、保険事業者から見ますと、やはりPFI事業については民間事業者へ事業委託を行うという性質から、事業者のリスクというものが発生してくるかと考えております。1つとしては、事業者が実際に業務を遂行したときに起きるリスク。例えば人にけがをさせた場合、あるいは物を壊してしまった場合。そういったリスクが考えられる。もう一点としては、事業者が実際に請け負った業務を履行できるかどうか。この業務遂行リスクというところが考えられると思っております。

実際に今、出ているPFI事業の案件につきましても、損害保険の手配はされているのですけれども、実態として期間が非常に長いということや事業が非常に複雑である。例えば建物を建てる期間、そこを管理していく期間、運営していく期間。そういったところで非常に細分化されているところを含めまして、なかなか現場でうまくリスクヘッジができていない。あるいは指標がないというところの声が寄せられております。

実際に、具体例が①②③④と挙げさせていただいたのが、我々のほうで捉えている声でございます。

1つ目が、事業リスクに関する保険付保が十分になされているのか判断できない。当然民間事業者に委託することに関して、委託するサイドとしては、事業者リスクのヘッジというところをしていかなければいけないのですけれども、それが実際に例えば事業者が設定してきた保険が適切なのかどうかはなかなかわからない。あるいは付保を指示したいのだけれども、公共団体としてはどういう保険をつけていったらいいのかという指示がなかなかしにくいということもございますので、例えばコンセッションの重点分野別に保険手配のモデル、なかなか一概には言えないのですけれども、こういったリスクについてはこういうものだというところをモデル展開するところで少しはやりやすくなるのではないかと考えております。

2点目でございます。やはりPFIの場合ですと、非常に長期にわたる時期であるということで、ここを予算が最初に決められてしまいますので、最後まで、例えば20年、30年先まで一括して保険を手配してほしいというニーズがあります。ただ、当然のことながら期中で事業の形態が変わってきたり、リスク環境が変化してくるところがございますので、途中で保険を見直していくといったところは必要になってくるケースがあるということでご

ざいます。

ただ、その場合においても、予算が最初に区切られてしまっているということがございまして、期中で新たに变化してきたあるいは発生したリスクに対して保険の手配をするコストがないという事態が発生しているというのが現状でございます。

ですので、ここについては、長期間のリスクについては保険期間を一定に区切って、都度更新見直しを図っていくということも考えていいのではないかと考えております。

次が3つ目でございます。同じく超長期になるということでもございまして、業務履行リスクについては公共事業でございますので、いわゆる履行ボンドという形、履行保証になるのですけれども、これが求められます。要は、事業者の信用リスクに対する保険手配が求められるのですが、数十年という単位になりますし、実際に我々保険業者としても、その業者の信用リスクを数十年にわたって判断していくのは非常に難しいということがございますので、ここについてもここについては超長期のものについては、当初の一定期間ベースで付保をしていく形にすることによって、事業者が保険を手配しやすくなるということが考えられるのではないかと考えております。

保険の部分の最後でございますが、これは事務面なのですけれども、実際に保険金を受け取るのは物を持っている公共団体であったり、発注をしている公共団体である。あくまで事業者でないというケースが想定されるので、保険に対して質権を設定していく形がございまして、ここについては、書式がばらばらでございますので、書式を統一することによって一定解消するのではないかと考えております。

2枚目に行きます。ここににつきましては、声ということで捉えさせていただければと思います。

全体としては、皆様からも出ていますけれども、地公体への周知について横串で実施していくことがどこまで進んでいるのかというのが単純に疑問に思いました。

2点目が、住民理解なのですけれども、こういった事業を推進していくには、住民機運の盛り上げというところも非常に大きな後ろ盾になると考えているのですが、住民への理解促進が何か行われているのかというのがわからなかったかと思えます。

3つ目、コンセッションという形で空港等が挙げられているのですが、今後件数を積み上げていく、事業を拡大していくというところについていきますと、今日的な国民ニーズ、介護であるとか子育てであるとかインフラ復旧、こういったところを積極的に取り入れていくという方策があるのではないかと考えました。

最後に、個別ですけれども、水道事業でございます。ここについては議会で否決あるいは継続協議といったところでなかなか難航しているのかというところをお見受けしました。水道事業は、ほかの事業と違いまして生活インフラでございますので、住民理解の促進が必要なのかと考えてございまして、ここは先ほどの質問ともかぶるのですけれども、どういったことが行われているのか。やっていかなければいけないのではないかとこのところで挙げさせていただきました。

以上でございます。

○宮本部長 大変ありがとうございました。

それでは、6名の御発表が終わりました。ここで一段落でございますのが、今までの6名の御発表に対して質疑を行いたいと思います。時間が限られておりますので、1人1つの質問ということでお願いできればと思います。いかがでございましょうか。

では、清水さん、お願いします。

○清水専門委員 石田委員のプレゼンの中で1つ御質問させていただきたいと思うのですが、4ポツの官民協働出資によるPPP/PFIということで、多分お時間がなかったので余り詳しく御説明をいただけなかったかと思うのですが、三セク形態で官民協働を行うというのは私もあり得ると思っているのですが、具体的な官が出資するところの意味、どういう機能を期待してそれを行うのかということの中身の理由づけというか、その辺が個別事業ごとによって変わってくると思うのですが、その辺のところをもう少し御説明いただけたらわかりやすいかと思いましたので、よろしくお願いします。

○宮本部長 石田さん、お願いします。

○石田（直）専門委員 御質問ありがとうございます。

具体的に細かく整理しているわけではないのですが、例えば上下水道みたいなものは先ほどもありましたが、生活に密着したインフラであるということ。恐らくコンセッションで超長期になっていくと、まちづくりと連動していて、更新をどこを優先してやるのかとか、そういうところもあるので、自治体さんがある程度経営に関与していけるようなことが必要なのかと感じております。

地域資源を活用したPPPということでは、たまたま私の領域では地域エネルギー、地産地消のエネルギー事業を結構やっております、例えばバイオマスを活用していくであるとか、公共施設に電熱を供給していくという事業があるのですが、こちらも非常に地域との密着性が高いということと、電気と買うときに入札の原則とかがありまして、政策的につくった会社という位置づけがあるといういろいろな事業として安定すると思っております、そうしたところで自治体さんがチョイスすることが望ましいケースがあるかと思っております。

ただ、出資の比率、また、経営がうまくいかないときの責任のあり方というのは十分に整理しておく必要があると感じています。

ありがとうございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

廻さん、お願いします。

○廻専門委員 やはり石田委員に、2番目のPFIプラス附帯事業ではなく、民間施設の公共利用型PPP事業の推進とかなり画期的な、非常に興味深く聞いたのですが、これは下にモデル事業の立ち上げということで例が出ておりますけれども、これはある種向いた事

業と向かない事業という区別があるのか、適していないものはどんなものなのでしょうか。
○石田（直）委員 広域的な利用、民間事業として行われていないものですかね。そうすると、今はTSUTAYA図書館みたいなものが結構できてきているので、図書館、スポーツ、文化、ああいったものも民間でもやっているケースが多いので、ああいったものは十分可能かなと。逆に何でしょうかね。

○廻専門委員 どれにでも当てはまるのか、それとも、これはある一部に当てはまるのかというのを伺いたいです。

○石田（直）専門委員 やはり集客系というか、人の利用がふえれば、活性化していいものというものが基本的には適するかなとは思っております。

○廻専門委員 全部というわけではないですね。ありがとうございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

では、浅野さん、お願いします。

○浅野専門委員 石田委員のというか、先ほど清水委員の説明にもラップするのですけれども、従来で言うというか、昔の三セクというイメージでなく、自治体と民間のコラボという観点という御指摘があったので、私も思うところがありまして、例えば空港のコンセッション一つをとりましても、例えば民間事業者が空港の運営を全て完結してやりますよとはいえ、いろいろなお客さんがふえないと事業的には立ち行かない。

では、どうやったらふえるのかというと、これはいわゆる自治体さんの観光行政というか、それとタイアップしなければだめだということがありますから、冒頭この頭書に書いてあるように、出資がいいかどうかはともかく、そのコラボをいかにうまくやって Win-Winにするかというのが、民間にとっても実は必要なところですから、そういう事例が出てくればおもしろいなど。逆にそれがないと、競争的などというか、そういう立場になると、これ地元の方々も決していいことではないので、ここを見まして、何かおもしろいものが出てこないかなと個人的に思いました。

○宮本部長 ありがとうございます。

そのほかにもう一件くらいは大丈夫だと思いますが、鳥巢さん、お願いします。

○鳥巢審議官 大変貴重な御意見をありがとうございました。我々もこれからいろいろな改定案の取りまとめの中に、ぜひ生かしていきたいと思っております。

1点御紹介させていただきたいのは、実は経済財政諮問会議のもとにあります一体改革推進委員会の中の社会資本整備を私は担当しておりますのでけれども、その中で先ほど根本先生がおっしゃったところは一番の入口として全く大事なことで、非常に今回一つの目玉として取り組んでいます。

もう一つ、その先に例えば、公共施設等総合管理計画が、要は個別施設計画のところだんだん段階が入っていくという中で、この情報の見える化をいかに実際の公共施設のストックの適正化ないしは公共資産のPREの有効活用のほうに結びつけていくのかという、

実際に動かすところでどうやって持っていくのかというのが一つの課題になっておりまして、最近欧米でいろいろ言われているナッジですね。特に今回は公共団体が相手なので、そのあからさまな義務づけは憲法上、許されない話なので、基本的にその公共団体の自治性を生かしながら、なおかつ余りサボると恥ずかしいなみたいな、要は行動をどうやって変えていくのかという非常に高度な制度設計が求められておりまして、昨年の暮れにかなり強引にやった優先的検討規程についても、あれは義務づけとは一切言っておりません。

ただ、いろいろフォローアップをすとか、フォローアップの結果を公開していくとか、これは全て公共団体の皆さんの自治性を発揮していただくための仕組みなのですが、その裏には実はナッジということで、ちょっとひじで背中を押しているみたいな、そういうやり方をしています。

そのナッジの手法として、きょう何名かの先生方からお話がありました民間提案、これをどう活性化していくのかというのは非常に大きな課題になると思いますので、骨太をつくった以降、ことしの大きな課題として、骨太の中にも多分盛り込むことになるのではないかなということで考えておりますけれども、要は民間提案をいかに活性化をしていくのかというところを、このPFI法の中でも考えていく必要があるだろうということで、先ほど非常に的確な御指摘で、ほとんど実績がない。実績は実は11件くらいあるらしいのですが、1件は実現化した例が、場所は言わないでくれと言われているのですが、1件くらいはあるということなのですが、それにしても全然誇れる実績では全くなくて、これをどう活性化していくのかということで、昨年の優先検討規程みたいなフレームワークで、ある種のガイドラインを示していかないといけないのですが、現状あるガイドラインはなかなかそのレベルに達していないのかなという我々の反省もあって、当初つくった段階なので、これまでの実績を踏まえて、このガイドラインをどう見直していくのかということなので、検討していく必要があると思います。

1点お聞きしたいのは、制度をつくったのはいいが、実は動かないというケースがたくさんあって、特に民間事業者の立場から見たときに、それは浅野委員からもお話がありましたけれども、どうやったら動くのかと。公共団体からすると、要はきちんと耳を傾けるべきものと、そうでないものが当然出てくるわけですね。しやすくなれば、なるほど、言い方は悪いですが、ある種の打算的な部分も出てくると。本当に耳を傾けなければいけない部分とそうでない部分をどう振り分けるのかという仕組みの問題と、本当に我々としては意見を言ってほしい、意見を聞きたい民間事業者の提案意欲をどうやって高めていくのかというところが多分最大のポイントになってくると思うので、その辺で御示唆があれば、時間が限られていますけれども、お聞かせいただければと思います。

○宮本部長 これは浅野委員に、ということですか。

○鳥巢審議官 どなたでも結構です。

○宮本部長 どうでしょうか。

○浅野専門委員 実際は非常に難しいことだと思うのですが、正直これは時間がかかると思います。私は自治体さんの総合管理計画がどういうレベルができ上がっているか、実態はわかりません。ただ、想像ですと、いろいろな推計の方程式に入れて数字を出して、数字はこういうふうにある程度の幅に長期的に収まりますと。多分皆さん出されるし、それが出てきたら、一応そこそこでき上がっているなということで、ある程度の記載は認めようとか、こう流れていってしまうと思いますが、現実には例えば地方に行くと、年寄りのために温泉保養施設をつくって、皆さんに余暇を過ごしてもらおうと。実際に行ってみました。年寄りはいません。聞いたら、畑の世話で年寄りが一番忙しい、そんな暇がないとか、利用実態はわかりますし、そういうものは各自治体なり地公体が本当に精査して調べて、調べると実態がわかってしまうのが怖いというのがあります。実態を出せない。そのギャップはどういうインセンティブがあるのかは難しいのですけれども、それをやらないと本当に40年、50年先は自然に任せて、自然に戻るのを待ちましようみたいなことになるので、これが一番最悪のケースですから、私が今お話ししているのも、行って見て、やはりそうかと。ということは、ほかにも多分そうなのだろうなということの問題意識を今、非常に深く持っているというところで、まだ御回答に達するレベルではございませんので、申しわけございません。

○宮本部長 大変ありがとうございました。

それでは、前半はこれくらいということにさせていただきます、後半に入りたいと思います。後半はまた7名の御発表ということでございますが、まずは私からということでございますので、よろしく願いいたします。

4つの項目を挙げさせていただいております。一番最初は公共施設等運営権のことでございます。これはいろいろところでお話を伺いますと、完全な独立採算型事業で公共団体などは捉えられていることがかなり多くあるように見受けられます。運営権事業が全て完全な独立採算型というのはなかなか難しい話かと思えます。公共施設とか公共サービスにかかわる事業でございますので、いわゆる受益者以外にもいろいろな便益を地域にもたらしているということでいけば、外部効果があるのだと。では、外部効果があるのだったら、ある程度その範囲内の公的な負担は合理的だし、または逆に効率的だし、事業の形成の基本になるだろうと。物にもよりますけれども、基本はサービス購入型の上に運営権事業を構築するというような形のことが、いろいろな料金徴収型の事業においても合理的、または現実的ではないかなと考えております。

これはいわゆる(1)型の運営権だけではなくて、(2)型、(3)型においても適切な公的負担を含めての混合型の事業という形をもう少し明示的に示してもいいのではないかとございまして。特に今度は文教施設とか、公営住宅というのでも推し進めようという中において、文教施設はそれだけで単独で採算が取れるという形は普通あり得ませんので、こういう視点が重要ではないかということでございまして。

2番目は、優先検討という話も入ってまいりましたが、一個一個の事業だとか自治体などで、その規模があるのかどうかということも含めて議論する必要があるだろうということで、事業規模を確保するためにバンドリングということをもう少し明示的に示していいのではないかと。これは内閣府のいろいろなこれまでの報告書等にも書かれていることでございますけれども、事業の成立と調達効率化を図るために、学校等の単一ではなかなか規模にならないけれども、相応の数がある施設を束ねて一つの事業として事業化するというのが、これからもまだまだ出てくる可能性があるだろうと。

その中では、20万以上の単一の市域内で似たような施設をバンドリングするという話もあれば、学校だとか、あるいは場合によったら、古くなった橋梁とかということもあるかと思えます。あるいは県が主導するなどをして県北地域の市町村での広域でのバンドリング事業ということで、これは全ての市町村に同じものをつくるというものではなくて、それを集約して建てかえるというような形のことを指導していくこともあるのではないかと思います。しかし、このことでは一番留意しなければいけないのは、地元産業への配慮ということが多く課題として出てくると思いますので、それも全く無視してやるのではないよという形のことで、いろいろ御検討をいただくという道もあるのではないかと思います。

3番目でございますが、今回の検討はそれこそできるだけ税財源によらずにということで、アクションプランの(1)、(2)、(3)類型を主な対象としておるというのは十分承知してはおるのですけれども、(4)にはサービス購入型なる記述はなくて、その他となっておりますが、サービス購入型はこれまでも大半を占めており、また、今後もその拡大が見込める事業形態であるという言い方もできるかと思えます。単なる延べ払いという形でこれまで、どちらかと言えば、よくないようなニュアンスの書き方をされてはいるのけれども、実際に400件を超えてバリューフォーマネーも1兆円弱くらいあるという形の中においてはそれだけの実績もあるし、逆に地方公共団体からすれば、取り組みやすい事業案件ではあるだろうということもあります。

本来、料金徴収になじまない事業がいっぱいあるわけですので、それに対する配慮ということも考えてはどうだろうか。この点を改めて留意しながら、延べ払いはどうも否定的な表現ですので、前からこの委員会で申し上げてはいますが、延べ払いとの表現は使用せずに、その再評価を行った上で、適切な表現の中でプラットフォーム等を介して、より一層推進していくということもあるのではないかと考えております。

あとは事業例としてアクションプランの中につけ加えていただければということで、これも一つのそういうものを検討するきっかけを、ということでございます。PREといえますか、公有地の話などもいろいろ出てまいりましたけれども、公共がより積極的に公有地を活用する方法として、英国などではLABVというLocal Asset Backed Vehicleという形のやり方もございます。

この委員会でも私や石田さんが発言したことがございますけれども、これは従来型の売却とか定借とかいうのではなくて、逆に公共団体が公有地を出資するというので、さっ

きの三セクの話もかかわってきますけれども、そういう話の新しい形態ではございます。その中では、今、検討しておりますけれども、幾つか現行法では引っかかると思いますか、ちょっと問題が、改定しなければいかぬところもあるかと思えます。こういう形で単なる定期借地的な話ではなくて、より積極的に公共団体も絡んでいくという形のこともあるだろうということでございます。

(4) 類型という形でいけば、有料道路だとか何かではない料金が徴収できない、いわゆるサービス購入型にならないような事業の中では、1回目にもお話しいたしましたけれども、橋梁等のインフラの更新・大規模修繕。これは根本先生のさっきのデータにも絡んできますけれども、そういう事業だとか、あるいは単なる包括委託だけではなくて、修繕とか何かも含めて、これも英国で行われているような面的な道路の維持管理・修繕PFI事業というようなことも項目として考えていったらどうだろうかということでございます。

ちょうど7分でございますので、次に行きたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、次は江口さん、よろしくお願ひします。

○江口専門委員 ありがとうございます。江口です。

ペーパーは1枚もので、4点、御指摘をさせていただければと思えます。

まず、第1点が「導入目標の達成の見える化」ということで、実際の案件についてのホームページの充実を考えていただければと思えます。当初、PFIが始まったころのホームページでは、国別案件、地方自治体別案件ということで、クリックすれば、都道府県別の案件とかが検索できて、かつ実施契約等が載っているリンクにもすぐに行けるという非常に使い勝手のいいホームページがあったのですが、途中からそれをやめてしまっていますので、ぜひこれを再開してほしいというのが、使う側からすると非常に使い勝手がよかったホームページがあったということです。

それがあると、先ほど鳥巢様のほうからも御指摘がありましたけれども、公表することによって皆さんが競争するようになる。強制はできないけれども、頑張っただねというメッセージを与えることはできるのではないかとということで、Fame or Shame と書いたのですが、学校の成績でも壁に張り出されると皆さんは一生懸命に頑張るといふことでもありますので、これをやっていただくと効果的かなと思えます。実施に関する報告義務というのがないので、実際は取れませんというふうにホームページに説明が載っていますけれども、それであれば、報告義務くらいは課してもいいのかなと思っております。

2点目が「民間出向者の活用」ということで、お話しさせていただければと思えます。

①で書きましたように、私のほうの事務所で仙台空港の東急様のお手伝いをしていたのですが、実際に競争的対話をやってみてびっくりしたのは、非常に公共側のほうが対話に乗ってきてくださるといふ、本当に対話が成り立ったという初めての経験をしまして、何でそうだったのだろうかということは改めて振り返ってみると、実は航空局様のほうにたくさんの方の民間の方が出向されていて、その方たちがやはり民間感覚、肌感覚がわかる方々であったと。もちろん、できないことはできないとはっきりおっしゃいますし、考えていた

だけるところは考えていただくということで、実際に質問回答等を公表されてみてわかったのですが、我々のグループが一番いろいろとああだこうだと言っていたグループであったにもかかわらず、選んでいただけたということで、言うだけ言って、できることとできないことを整理して、それで提案させていただくと、非常にいい効果が出るなということを実際に実感いたしました。その点を踏まえて、実際に PFI 案件をこれから組成していこうという部局に対しては、民間の出向者をぜひ募っていただいて、それを戦力に活用していただければと思います。

②のほうは、済みません、PFI 推進委員会ではなくて PFI 推進室ですけれども、今度は PFI 推進室のほうに、現在も民間からの出向者がいらっしゃると思うのですが、さらにそれを拡充していただけるといいかなと思います。

別の分野なのですが、再生可能エネルギーを扱っているエネ庁さんの新エネ課に民間弁護士の方がいらっしゃって、これは私どもの競争相手の弁護士事務所の方だったのですが、その方がモデル売電契約書をつくられたのです。これが非常にいいものをつくられて、このおかげをもって、今かなり再生可能エネルギーに案件が日本全国で広がっているというところもありますので、ぜひそういう民間の出向者をうまく活用していただければと思います。PFI 推進室のほうに民間出向者が多ければ、さらにその方を再出向させて、地方自治体の大型の新規性のある案件に協力していただくというようなこともできるかなと思っております。

あとは民間感覚のあるほかの団体としては、PFI 推進機構様もたくさんの民間出身者が中にいらっしゃいますので、そういうものを活用していただくことと、地域金融機関様もかなり地元の PFI には関与していますので、地域金融機関をもっと活用するというのも一つの手かなと思います。

PFI 経験者の人材バンクということ④を書いたのですが、十何年も PFI をやってきていまして、ゼネコンさんや金融機関さん等々、たくさん PFI を経験されている方もいらっしゃると思います。そういう方がだんだん退職をしていくということもありますので、ぜひそういう方を活用していただければと思います。

済みません、最後に東洋大学での PFI マイスターと勝手に根本先生の大学の話をさせていただいたのですが、非常にここコースをやっていらっしゃるって、こちらのコースを出た方が地方自治体にいらっしゃって活躍されている例を見ておりますので、そちらのほうを活用していただくという点です。

3番目が「海外投資家の導入による活性化」ということで、関空ではヴァンシ様が参加して、海外投資が入った珍しい事例になってきているのですけれども、かつては高知病院や響灘コンテナターミナルにも海外投資家さんが入っておいりましたし、関空の案件でも私どもはヴァンシさん以外の海外のオペレーターの方をお手伝いしていたのですが、残念ながら日本の代表企業がいなかったのが撤退されてしまったのですけれども、やはりよい案件があれば、必ず海外投資家が入ってくるということが証明されましたので、その海外

投資家を呼び込む工夫をしていただきたいと思います。そのためには、株式の売却と配当の充実が重要になってくると思います。

海外投資家が入ってくる場合のネックとしては、3の③で書いたのですが、中途終了時の逸失利益の支払いについて、これが明確でないと海外投資家さんは入ってこられません。今、コンセッションガイドラインでは、土地収用法の基準を準用した逸失利益の算出を例として挙げているのですが、これでは不十分だと思いますので、ここの見直しが必要かなと思います。

最後に4点目「新規投資分野の開拓」ということで、まだ余り例がない港湾とか道路、アリーナ施設、ここに書きませんでしたけれども、オーストラリアではよくやっているライトレールなども新しい分野としてはいいかと思います。

先ほどコメントもありましたけれども、今は電力関係の分野が非常に活発に動いていますので、地域電力のための送電線の建設等もPFIで考えてもいいのかなと思います。

ありがとうございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

次は、小林さん、お願いいたします。

○小林専門委員 私のほうはPFI、PPPを進めていく一つの実践例ということで御紹介したいと思います。

表紙の右下にYOKOHAMA共創というロゴがありますけれども、こういったマークをつくって、PFIも含めて、民間事業者、企業の方と一緒にやっという組織を平成20年くらいにつくりまして、PFIも公共事業部門から移行させて、今に至っています。

おめぐりいただきまして、1ページでございます。ここは私ども横浜市が共創という概念で、そのPFI、PPPを進めておりますので、共につくるという字のとおりでございますけれども、公民連携よりも一歩進んだものを常に求めようということで、こんなコンセプトで進めておりまして、庁内各セクションはいろいろございますけれども、職員の意識改革をまず進めることが大事だということで、常にこのあたりから庁内でもやってございます。

2ページ目です。きょうの本論でございます。テーマ型プラットフォームという言い方でさまざまな取り組みをしてございますが、基本はサウンディング調査を核として対話を進めるということでございます。これは一つの例でございますが、関内駅周辺地区まちづくりの取り組みにおける「横濱まちづくりラボ」、サウンディング調査ということですが、3ページをお開きいただくと、右下に図面がございます。

関内、関外は御案内のとおり、157年前に開港してからの横浜のずっと中心市街地で、現市庁舎街区が真ん中にごございます。横浜スタジアムもごございます。その駅を挟んで教育文化センターという施設もごございますし、横浜文化体育館として親しまれていた施設も右のメインアリーナというところにあります。

このあたりが、市庁舎が移転することをきっかけにしまして、どういうふうに活性化ができるか。あるいはメインアリーナのところに横浜文化体育館というスポーツ施設がございいますが、前のオリンピックのときにも会場として使用されたような老朽化した施設の建てかえがあると。こんなところの話と本当はもっと、みなとみらいですとか、横浜駅周辺とか、活性化が進んできている地域と若干落ち込んできている地域との差。このあたりをまちづくりとして、どう活性化するかといったことを意図してやりました。

お戻りいただいて、2ページ目ですが、今、言ったようなことがこの文章の中に書いてございまして、まちづくりラボという名前のプラットフォームをつくりまして、さまざまな方、地元の方、識者の方あるいは団体の方、どなたでも結構ですという形でお集まりいただいて、26年7月～27年12月まで12回開催しました。この中でサウンディング調査を実施し、このまちづくりのテーマを整理してきた、中身を整理してきたということでございます。実際に一番下のほうには12グループとか25グループとか、文化体育館再整備についてサウンディング調査をし、あるいは市庁舎が移転した後のこういう街区をどうしたらいいですかということでサウンディング調査をやっています。

3ページのほうに、12回の各テーマあるいは参加人数が記載をされてございます。こうしたことから、例えば横浜文化体育館についてはメインアリーナ、サブアリーナに分けてPFIのBT0方式でやろうということで、今、進めてきてございますし、この現市庁舎街区、民間街区あるいは教育文化センター、丸がかかっているところでございますが、ここのこれからの再整備コンセプトの基本的な考え方を取りまとめました。近々にその内容については公表する予定でございます。

こうしたところで、例えばゼネコンの方あるいは金融機関の方、損保の方、各省庁の方、各公共団体の方、さまざまな方を含めて、いろいろな方がここに集いまして、当然、地元の方、市民の方も入ってございますけれども、御意見をすり合わせてきたということでございます。

4ページ目は整理でございます。サウンディング調査を改めて、ここで私どもが進めている方法として書いてございます。主なメリットでございますけれども、とにかく、まちづくりと一体となったというのは、もう行政だけではできませんので、さまざまな方々からアイデアをいただいて、メリットのところに書いてございますが、幅広い検討ができるとか、要するにフィージビリティを持った検討ができるとか、あるいは民間事業者の方の力を借りないと、こういうところではできませんので、積極的に参加できる提案しやすい条件を整えるみたいなことがありますし、今後さまざまなやり方で入札という形になりますけれども、不調リスクを回避できるとか、最後のほうには、民間事業者側から見ても、行政側の意図が明確に把握できると、我々もこうしていきたいのだということを申し上げますので、そうしたことが民間事業者の方にも受けとられやすい、認識しやすいといったことでございます。

5 ページは、私どもはこれを進めるに当たって、すごく単純に書いてございますが、事業のコンセプトを考えていく上での対話①が下の絵にございますけれども、初期段階のレベル。あるいは実際に PFI の公募なり、用地活用の公募をしていく段階の対話②と書いてある詳細の段階。この段階に分けてやってございます。

一番最初、私どもがやったのは 6 ページ目に書いてある「戸塚区吉田町土地活用（モデル事業）」ということで、ここで初めて試みまして、いろいろな知見が得られたものですから、7 ページ、8 ページに 31 事例をこれまでやってございますけれども、こんな形で有効活用につなげてきたというようなことの事例でございます。

最後のページは、競争というのは施設整備だけではなくて、例えばアクセンチュアさんとオープンイノベーションについて、いろいろやっているとか、伊藤園さんと包括連携協定を結ぶとか、防災絵本を印刷会社さんとつくったり、地産地消で山崎製パンと新製品をつくったり、こんなことにもつなげていくようなことを、この対話を通してやっております。

以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

それでは、次に財間さん、お願いします。

○財間専門委員 資料 2 枚で 3 ページくらいにわたっていますけれども、本来もうちょっとちゃんと勉強してから、お話をすべき内容なのですが、とりあえず、こういう方向を目指していただきたいなということで、方向感を示す意味でまとめてきました。

一番上にセカンダリーマーケットが参加者拡大のポイントと書いてありますけれども、ここで私が意図しているセカンダリーマーケットというのは、今までもお話が出ていた株式の譲渡、流動性を高める云々というのをもう一步超えて、不動産のリートで上場リートがありますけれども、そういうのを目指していただきたいなというか、目指すべきなのではないかということまで含めてのお話です。

その真下にあるのが、政投銀さんのロンドン駐在員事務所さんが出されたイギリスの PFI ファイナンスの現況というレポートがあって、その中からちよろちよろと抜粋しているのですが、エクイティ・ファンドの投資動向で PFI の代表的投資ファンド、セカンダリーファンドにこういうのがありますと当時 2005 年に出ておりました。今はどうなっているかというところ 4 ファンドが上場していて、全部銘柄もちょっと変わっていて、全部略称なので、そういう意味でも勉強不足なのですが、HICL ですとか JLIF、3I、INPP という 4 つが今、上場しているようです。ぱっとだけ見ても 1,600 億くらいの総資産というか、株式総額ですね。そのくらいの規模のものもあるので、かなり大きいファンドです。

エクイティ・ファンドの利点というところを書いてあるのですが、要は 2 ポツ目です。中立性が保たれているので、建設契約や施設管理契約との利益相反がないですとか、そもそもファンドの投資家の視点は最終的なプロジェクトの成功なので、その意味で公共

セクターの視点に近いです、というようなところですね。こういったようなことが書かれています。

5～6年先の設備更新云々と書いてありますけれども、実際にイギリスに行ったときにセカンダリーファンドでやっていらっしゃる人と話をしたときには、一番大事なのはLCCのところ、LCCをいかに作り込めるかというのが一番最初にイニシャルでも大事ですし、セカンダリーで投資するときにもLCCというのが本当にちゃんと適切に見られているのか、いないのかというのが結構肝だということをおっしゃっていました。

その下は、これはある意味こういう方向に向かっているのですねということで、これは皆さんが御存じのとおりで、株式の譲渡は認める方向にガイドラインも変更されましたという話です。

次は裏に行ってください、これは国交省さんの不動産市場整備課さんが昨年度にまとめられたところからの抜粋です。要はPREを不動産証券化手法でもっとやっていきましょうよというガイドライン的な本です。その中で、効果というところで、民間側の資金調達手法の選択肢が広がって、参画する事業者が増加するということが見込まれますとか、ちよろちよろ書いてありますけれども、長期にわたる事業期間において、時々々の状況に応じて適切な民間事業者の構成が可能となり、事業の継続性が高まり、持続的なまちづくりに貢献という点。

どんな証券化を不動産市場整備課さんが考えておられたかというのが下の箱で、非常に広義に証券化というのを捉えられてはいるのですが、典型例として下に書いてあるように、不動産を借地権ですとか所有権を投資法人に売るというケースもありますねというのが、下の箱の左側です。右側は、オペレーションをやっているSPCの株式を譲渡するというやり方もありますね、というところ。

私がぜひ目指していただきたいというのは、左側の要は買主が投資法人のところ、株式に投資法人が投資してもいいわけですが、それを上場するところまで持っていくというところを目指されるというのが一つどうか。最後にイメージ図で書いてありますけれども、要は開発段階の非常にボラティリティの高い段階から、その上場リートが入ってくるということは、今、不動産でもない、ここはイメージしておりません、やはり安定稼働期からということです。

イギリスは読んでいた資料に1個だけあったのですが、安定稼働期宣言みたいのをローカルガバメントか政府がして、それ以降はこういうエクイティとか、そういうのは自由に譲渡できるみたいな、そんなような表現があったので、何かそういうポイントがあるのだろうなど。

下に書いてあるように、導管性（税制）上の問題ですとか、運営上の問題ですとか、永續性の問題ですとか、ここら辺が非常にポイントになってくるかと思えますけれども、多分これをそれぞれクリアしていこうとすると、かなり現行のいろいろな法制度を見直さなくてはいけなくなってくると思います。

というのは、不動産の恐らく上場リートも基本的にはオペレーショナル・アセットを入れるイメージはなく、つくられていたので、ようやくヘルスケアリートですとか、そういったところまで拡大されようとしていますけれども、恐らく公共施設になってくると、場合によっては、そういうオペレーショナルなアセットもどんどん入れざるを得なくなってくる。恐らくインフラもターゲットになってくると思うので、そうなってくると、そもそも税の導管性はどうなるのだろうか、そういう問題も出てくると思いますし、とは言うものの目指したいなというのは、要は不動産の証券化市場も日本だと、本来はプライベートファンドから上場ファンドができるというのが、アメリカとか見ていると、そういう流れなのですからけれども、逆に日本の場合は上場リートを先につくってしまえと言って、制度設計とかをやって、うまく上場できましたと。

実はそれをつくったことで、不動産の取引の透明性が高まったり、所有と運営の分離がうまく図られることでメリットがこんなにあるのだということがわかってきて、プライベートファンドが今、拡大しているという流れになっているので、ぜひインフラファンドもしくはこういう公共施設のファンドも一気に上場まで目指して制度設計をやっていくというのも一つのアイデアかなということで、お出ししました。

○宮本部会長 ありがとうございます。

それでは、次に、清水さん、よろしくお願いします。

○清水専門委員 清水でございます。

それでは、レジュメに沿って7点、ポイントを御説明させていただきます。

まず、1点目ですけれども、これはアクションプランを検討するに当たっての基本的な考え方ということで書かせていただきました。事業の裾野の広がり と 先進的事業推進を両立させるということで、今のアクションプランの考え方そのものがそうだと思うのですが、今で言うと、全体で10兆円から12兆円という数字があって、この4類型からなっていますけれども、民間活用ということから考えたら、濃淡が多分あると思います。例えば、公共サービス部分が極端に小さくて、民間がすごく大きいようなケースにあっては、民間収入部分で相当大きな金額が出るというケースもあり得るかもしれません。ですけれども、そういうものを余り否定しても仕方がなくて、今まで自治体でPPP/PFIに取り組んできた経験がないところから、あるいは単なる指定管理者であっても、まず取り組み始めるということに非常に意味があると思いますので、裾野の広がりをつくるという意味では、4類型でPPPとして幅広く類型設定したというのは非常にいいのだと思います。

ただ、一方で、山で言うと裾野を広げて、高さをつけていくと考えると、そういう先進的な案件、フロントランナーを形成するような案件、具体的にはコンセッションになると思うのですけれども、そういったものをしっかり後押ししていくというのが必要だと思いますので、今の枠組みで言うと、それが集中強化期間対応ということでコンセッションに焦点を当てられているということで、裾野と高さということでは、両方見て、実際、内実として、真に効果的なPPP/PFIが進められているかということウオッチしていくこと

かなと思っています。

PDCAサイクルという点で言うと、20万都市の優先検討規定がつけられていますので、この中で、多分、不実施になるものも出てくると思うので、そのときに理由を一応、公開されることになっていると思いますので、そういった理由も非常に重要な情報になると思います。なぜできなかったのかというところをよくフォローアップして、それが課題解決が可能なものであれば、それをしっかり国で受けとめて検討していくというようなPDCAを回されるというのが非常に重要なかなと思っています。

それから、2点目ですけれども、コンセッションを積極的に検討する自治体に対する支援ということで、今、検討されている自治体については、難しいことがいろいろある中で、首長がリーダーシップを発揮して検討されているということだと思っているので、そういう貴重な自治体を積極的に後押しして、とにかくそこで全体としてバックアップして、案件を少しでも出していくというところで一丸となるべきだろうということでもあります。

具体的に言うと、調査費補助のあり方についても、強化対象期間、あるいは強化対象分野が一定数に達するまで、複数年度にわたるものも含めて、しっかりと案件が成立するまで全面的にバックアップしていくということで、まずフロントランナーが前に出ることによって後がついてくるというような考え方で、手厚くしていく必要があるかなと思っています。そのために関係省庁間で積極的に解決する体制構築。今も体制構築としてはいろいろな形がなされていますので、それでいいのかもしれませんが、具体的な課題が出たときに、各省庁の実務レベルでしっかりとそれを受けとめて、とにかく積極的に前に進めるという形でのソリューションを出せるような仕組みとか体制をしっかりとつくっていくのが大事かなと思っています。

それから、3つ目ですけれども、「単一公共セクター基準」によるVFMの考え方が機能する仕組みの導入ということで、これは御案内のとおり、典型的に言うと法人税の部分ですが、市が実施する水道のコンセッションを行ったときに、運営権者に発生する法人税が20～30年をトータルすると相当の金額になって、それが市のサイドで見ると相当の持ち出しというか、バリュー・フォー・マネーの創出を阻害する要因になっているということでもあります。課税の原則はなかなか変えられないということだと思いますので、そうに考えていくと、基本的には、法人税として発生した部分について、公共セクター間で何らかの調整を行うことによって、仮に市と国が単一の公共セクターとして見たらバリュー・フォー・マネーが出ていたものが、市として見たら出ないということであれば、これは国民目線とか、あるいはオールジャパンで考えたときに、本来実施すべきPFIがなされないということになってくると思うので、ここは何らかの工夫の仕方、あるいは今の強化期間でしっかりと、まずは試行的にやってみるというような整理の中で突破できる部分もあるのではないかと考えているところがございます。

それから、4ポツ目の水道事業についてということで、水道事業の案件、幾つか検討されていますが、先ほどありましたように、そうは言っても、今、なかなか難しい局面を迎

えて、簡単に進んでいる状況ではないだろうと認識しております。ただ、一方で、（１）に書いていますように、設備の老朽化、人口減少による使用量減少、技術継承の問題等、将来事業環境は非常に厳しいものがある一方で、これはなくてはならない公共サービスということで、これをいかにうまくやっていくかは、PPPの問題というよりは、水道そのものの問題ということもありますので、これにしっかり対応できる形を、今、コンセッションでとる方向で議論が進められないかなと思っております。

その前提条件として、前回は議論出ましたけれども、中長期の事業見通しの、まさに客観的な把握と、やはり危機意識が必要だと思いますので、それをしっかりと見える化するとか、表に出すことによって推進される部分がある。というのは、民間事業者としても、今、このままやっていけば相当厳しい状況にあるということを前提に、民間で請け負った場合には、これぐらいのところまで改善できるというような整理になると思いますので、当初の見通しが楽観的な形で示されてしまうと、民間セクターとしても、それに対する改善はなかなか難しいとか、非現実的になってしまうものですから、現状の厳しい見通しの明確化と危機意識の共有が必要だろうと思っております。

それから、（２）ですけれども、これも厚労省で既に問題意識を持ってやられているとことばかりなのですけれども、事業の広域化ということと、あわせてコンセッションの活用ということだと思います。広域化していくと、当然、複数の自治体が関与してくることになってくるので、そこの調整も大変になってくるということだと思いますので、都道府県が用水の関係で連携の担い手になるというのはもちろんあるのですけれども、事業の実施主体としてコンセッションを活用するのであれば、民間サイドが言ってみれば広域化の担い手になるか、つなぐ役割を担っていくという考え方があり得るだろうと思っておりますので、この２つを同時並行的に考えていくことが有効ではないのかなと思っております。

それから、（３）ですけれども、事業認可のあり方というところが悩ましいと聞くことが多くて、現在の水道法については、当然ながらコンセッションの考え方が出る前につくられたものですので、コンセッションを考えていくと、都市計画と管路の布設の関係ですとか、あるいは用水の関係とか、当然ながら、コンセッションを実施しても、公共セクターは事業に深く関与していく主体であるということですので、事業として考えたときには、当然、自治体サイドと運営権者が共同で一つの事業をやっていくという要素が出てくると思いますので、そうすると、事業認可先は１つしかないという今の形は、もう少しこのコンセッションの仕組みに調和したような形にするべく、より一層の検討があり得るのかなと考えている次第でございます。

５ポツですけれども、公共施設の複合化、集約化と官民連携手法の活用ということで、「公共施設等総合管理計画」の中で、一つの解決策として、複合化ですとか、集約化、県の美術館と市の美術館を一緒にしましよとか、図書館を一緒にしましよ、そういうものがよくうたわれていると思うのですが、その中で県と市も、それぞれの主体が違ってくるので、そこを統一的にオペレーションすることを考えた場合には、やはり民間化という

ことで、民間がつなぎ目になる、統合の担い手になることを考えられてもいいかなと思っております。

その下のところも同様でございます。

時間がないのですので簡単にいきますが、6ポツ目の効果的PPP/PFI事例の実務レベルで役立つような見える化をして、横展開推進していくべきかと思っています。

それから、7ポツ目は、先ほどから出ていますように、民間提案に対するインセンティブづけの適切な推進ということで書かせていただきました。

以上でございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

それでは、最後のプレゼンを半田さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○半田PFI推進機構専務取締役 PFI推進機構の半田でございます。

専門委員の皆様にはいつも大変お世話になっております。

資料をめくっていただきまして、前半は私どもの概要の御説明でございますので、また時間があるときにごらんいただければと思います。最初が組織の概要等ありまして、5ページからが取り組み中の案件事例でございます。

きょうのお話でございますけれども、時間の関係で9ページから説明させていただければと思います。私ども、官民ファンドということで、江口先生のお話にもありましたように、民間出身者がたくさんおりますので、案件をつくっていくお手伝いをするときに、公共側の目線、それから、民間事業者としての目線、実際に資金を出してリスクをとるということで、金融機関の目線という中で、それぞれの見方という形で、どこでどういうふうに折り合っていければいいかという目線で考えております。

具体的に、次のページでございますけれども、10ページをめくっていただきますと、今回のアクションプラン改定に向けて、一つの大きな分野が文教施設と言われておりますので、それを例にしてお話ができればと思います。美術館、博物館のようなもの、それから、体育館、スポーツ公園、市民ホール、音楽ホールといったもの、これに加えまして、MICE、いわゆるコンベンションを行います展示場や会議場、こういったものは、ちょうど今、各自治体の公共施設等総合管理計画の中でどういう扱いをしようかということ、それから、もう一つは、観光だとか地域の活性化という形での核になる施設でもございますので、これをどう生かしていくのが非常に大きなテーマになるのではないかと見て、我々は研究をしております。

下の図でございますけれども、近くのものにはコストでございます。施設整備費、それから、上が維持管理費・運営費というところなんです。全く収入がない場合、完全なサービス購入型となりまして、どんどん利用料収入がふえていく。ちょうど赤い線で囲った三角形がどんどんふえていきますと、最後は完全独立採算型という形になっておりまして、この料金収入を民間運営者の利益と公共側の財政負担軽減、どう分けていくのかという目線でご

ざいます。当初からかなり厳しい要求水準を出しますと、民間側でなかなか入札に応じにくいという形があって、入札の不調になるような例もございますけれども、今では結構いろいろな事例で、一定のサービス購入料を民間の提案によって引き下げていくようなところ、それから、利益が出た場合にのみプロフィットシェアしていくような方法等々、いろいろな形がございますので、こういう形でぜひ組んでいければと思っています。

下のページで、具体的な例でございますけれども、対象施設ごとに独立採算の要素をどう入れ込んでいけるか、拡大していけるかという事例を示させていただいております。まだ日本では余り実現をしていないような例もございますけれども、海外では、例えば、美術館、博物館のようなものはNPOが運営をしていて、かなり自主財源でもってやっているところがございます。こういう形の運営をしていくことで、財政負担はもちろんなのですが、利用者もふやして施設を活性化していくことが非常に重要なのではないかと。大きな箱はつくったのですけれども、なかなか利用者がいなくて、がらんとしているというのは非常によくある例でございます。

こういう中で、右の図、繰り返しになりますけれども、収入をふやす中で、運営コストまでカバーできるのか、さらに建物、施設の維持・管理、運営コストまでカバーできるのか、もう少し収入を上げて、建設コストの全部または一部までカバーをできるのか、こういう形の視点が非常に大事なのではないかと考えております。

MICEの例でいきますと、私も30年ほど前に、パシフィコ横浜とか幕張メッセの事業計画づくりに深くかかわっていたのですけれども、当時、なかなか稼働率を上げる方策が見つからなくて、非常に困った経験があります。その後、当時は思いもよらなかった、いろいろなイベントが出てきまして、使われるようになってきた。首都圏の各施設は非常に活性化している状況でございます。地方都市でも、MICEのたくさん計画がございますけれども、なかなか利用率を上げる方策が考えられていないところもあって、そこは思い切った、いろいろな方策が必要なのではないかと考えております。

最後のページでございますけれども、もう一つの私どもからの御提言ということで、今後、新規にものをつくるのではなくて、大規模改修を機会に、一緒に事業方式を変えていこうというR0の案件が非常にふえてくるのではないかと考えています。下に写真がありますが、実際にもう完成している例として、徳島県にあります青少年センター、それから、現在進んでおります福岡県の水族館、それから、福岡市の美術館という形のものもふえてきておりまして、大規模改修をして維持・管理、運営を民間に任せていくという中で、事業方式とか、事業の中身を積極的に見直して、R0型のPFIができればいいのではないかと考えております。

私の説明は以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

それでは、後半の御発表に対しまして質疑をさせていただければと思います。いかがでございましょうか。

では、廻さん、お願いします。

○廻専門委員 発表をサボりましたので、質問させていただきます。先ほど審議官がおっしゃったように、制度はつくったが、なかなか動かないと、これが一番ぐっと来たのですが、目的つくって、戦略つくって、組織、制度をつくっても、その後、それを動かすというのが一番大変なのだと思うのですが、動かすやり方、いろいろなインセンティブとか、さまざまあるのですけれども、1つは、この前、仙台空港の社長のお話を航空関係のあれで聞いたのですけれども、役所は民間のことは一切わかっていないとかおっしゃっていましたけれども、そういう意識の違いもあるのでしょうかけれども、もう一つ、民間のほうはそれぞれあると思うのですが、もうかればやるし、もうからなければやらないというところがあるのでしょうかけれども、自治体は、私が見ていると、かなり忙しいと言ったら変ですけれども、しょっちゅう人もかわりますし、なかなかプロが育っていかなくて、ちょっとこれにかかると、またかわってしまったり、ほかにも、地方で協議会をつくれというのが、国交省などが出しているのが山のようでありまして、しょっちゅう協議会をつくらなければならないくて、いつも同じメンバーだったりして、小さい自治体の場合は特に。なかなか、それを支える人たちがいないというのか。ですから、今後、そういうプロ、弁護士も、今、いらっしゃる方が多いのですけれども、いろいろなプロフェッショナルな数が足りなくなる。もしふやしていけば。足りているのかな。仙台空港の社長も、これ、すごく力がかかったので、これをもう一個またやるというと、できるのかなとかおっしゃっていましたけれども、かなりパワーが要るのかなという感じで、そのこのところはちょっと心配だなというのがあります。

それから、もう一つ、LCCですね、ライフコスト。途中でマーケットは大きく変わるではないですか。今、時代の流れが非常に変わりが早いので、例えば、先ほどおっしゃった美術館でも、あるいはMICEの施設でも全部そうなのですが、今、考えていることと、10年後は大分形が変わってきてしまったりするときに、どのような対応にするのかということが、私は具体案を持ち合わせていないのですが、ちょっと問題提起させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○宮本部会長 今のは御意見ということで伺ったらいいですね。

○廻専門委員 はい。

○宮本部会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、今のも含めて、御質問、御意見等いただければと思いますが、いかがでございましょうか。では、お願いします。

○根本部会長代理 ちょっと大きなコメントなのですけれども、今、廻委員がおっしゃったことと関係するのですけれども、PPP/PFI自体が目的ではなくて、今、何が求められているかという、人口減少時代にどうやって公共サービスを提供していくのかという、国民の側からすると、どうやって公共サービスを確保するのかということが目的であって、それは人口増加時代とは全く違うビジネスモデルになるはずなわけですね。よく言葉として

言うのは、固定費を変動費に変えると言っていて、施設整備もそうですけれども、固定的なコストがかかるようなサービス形態を今の段階でとってしまうと、50年後には大変なことになるとみんなわかっている。なので、できるだけ固定的なコストがかからないようにしていく。究極的なことは、全部民間に任せて、民間は自分でリスクヘッジをしながら投資するので、民間のを借りるというのが1つ、一番大きな変動費型のモデルになるので、大きな枠組みを、アクションプランのキャッチフレーズの一つとしてそういうのを入れていって、それをやるためには、PPP/PFIが結果として絶対に必要だよというロジックを立てていただくということだろうと思うのですね。

それが1つと、同じようなことは、当然、老朽化とか更新投資も言っていて、自治体は何が困っているかというところ、PPP/PFIが難しいから困っているわけでは全然なくて、それは別に、やらなくて済めば、それにこしたことはないみんな思っているのですね。本当に困っているのは、目の前の小学校が朽ち果てようとしているとか、橋が落ちそうだとか、そっちに困っているのだから、困っているほうに光を当てて、なので結果としてPPPだというような、何となくPPP自体が目的化しているようなところがあるので、そうではないよと、我々が考えているのはもっと大事なことを考えた結果、こういうことを言っているのだよというところの、委員自身の自覚もそうなのでしょうけれども、政策として言うときの論理展開をちょっと注意していったほうがいいかなと思います。

○宮本部会長 大変ありがとうございます。目的と手段を取り違えるなということをごさいます。基本的な目的を認識しながらということを考えていきたいと思えます。

では、江口さん、お願いします。

○江口専門委員 今回の人口減少社会のポイントなのですからけれども、日本は減っているのですが、アジア全体としてはふえているということで、インフラ輸出というのも政策の目玉になっていると思うのですけれども、実はインドネシアとかベトナムは、最近、法律を変えて、サービス購入型のPFIもやれるようになってきています。結局、PPPは魔法のつえということで、公共のお金を一銭も使わないでインフラをつくらうという虫のいいことを彼らは考えていたのですけれども、やはりそれは無理だというのがようやくわかってきて、そういう意味で、日本が今まで積み重ねてきたサービス購入型の案件のノウハウは、彼らにとっては新しい面もあると思いますので、日本で練習したものを海外に展開して、結果として日本の仕事をふやしていくというのは、視点としてはいいのかなと思えました。

○宮本部会長 ありがとうございます。

今回、国内が主というか、国内のことですね、書いているのは、今のところ。だから、海外に展開する、海外道路PPPだとか、水PPPだとかを国交省でもやっておられますけれども、そういう視点からは、ここは入るか、入らないかということだと思います。

○鳥巢審議官 PPP/PFI推進の重要な目的として、例の600兆円をどうやって実現するのかという話があって、そのために民間ビジネス機構を拡大していくという話になるのですけれども、今、おっしゃったように、日本の中でノウハウを蓄積することで、それが将来の

しておりますので、前回の構成が1つ大きな論点になってくると思いますし、それと、それぞれのセクションごとの主要論点を、とりあえず箇条書きぐらいの形で、中間まとめなので、きょう、非常に貴重な御意見がございましたので、それがきちんと盛り込まれているかどうかという検証も含めて、箇条書きスタイルでお見せして、多分、そのほうが議論しやすいと思うのですね、文章になっているよりも。こういう論点がきちんと入っているかどうかということで、そういう形のものをお示ししたいと思うのですが、月曜日なものですから、非常にタイトなスケジュールの中でやっていて、本当は1週間、2週間前にお渡しできればいいと思っているのですけれども、とにかくできるだけ早く、当日ごらんいただくものと少し変わるかもわかりませんが、できるだけ今週中に、週末挟んで大変恐縮なのですけれども、花見のシーズンで大変恐縮なのですけれども、週末を挟んで、少しでもごらんいただけるように、できるだけ早くお渡ししたいと思います、いずれにせよ、月曜日だということなので、なかなかタイトなスケジュールなので申しわけございません。

それから、最後に1点だけ、総括的な話で、きょうは根本先生からも非常に示唆に富むお話があって、特にPPP/PFIだけを議論してはいけないというのはまさにおっしゃるとおりで、先ほども申しましたけれども、経済財政諮問会議の中でも大きなストーリーとして、コンパクト・アンド・プラスをどうやって実現していくのか、その中でどうやって公共施設のストックの適正化、あるいはPREの有効利用を図っていくのか、その手法としてPPP/PFIをどう活用していくのかという大きな流れで議論しております、常に上流、下流の議論をきちんと踏まえた上でやりたいと思いますし、今回もそういう位置づけをしたいなと思います。

それから、裾野と探査という非常にいい御指摘があって、宮本先生から、混合型の話もございました。まさにおっしゃるとおりで、究極的には公共施設に対して民間の経営原理を導入するというので、それを目指してはいるのですけれども、その過程として、例えば、混合型のものをしっかり使っていくというような位置づけを、今回は特に集中取り組み方針、個別の事業を挙げて、6661の19事業をやりたいという、例の集中取り組み方針の中も、少し裾野を意識して、コンセッションだけではなくて、コンセッションにつながるような混合型のものもきちんと実現するようなことをぜひ考えていきたいと思いますので、そういった貴重な御示唆を踏まえた形で、月曜日、何とかスケルトンをお示しできるように頑張りたいと思います。

○野村参事官補佐 今、申しあげましたように、次回の計画部会は4月11日月曜日14時から16時に開催させていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○宮本部長 どうもありがとうございました。